



NNA SINGAPORE PTE. LTD.

 10 Anson Road, #14-08 International Plaza, Singapore 079903
 Tel : 65-6738-3333 Fax : 65-6227-2995 E-mail : sales_sg@nna.asia

KDN PP 11802/03/2011 (029362) MCI(P)156/03/2017

申告・納税の手順、月次単位で GST・花輪氏のGST解説(1)

インドの統一税制、物品・サービス税(GST)が7月1日に導入されて、ほぼ1カ月が経った。17日にはGST導入後初の国会が始まり、税率の見直しも審議されている。会計コンサルティング大手グラント・ソントン(GT)インディアのジャパンデスク・ディレクター、花輪大資氏(日本国公認会計士)は「8月20日に1回目の月次申告がある。社内サービスや在庫移動の処理など、まだ難解な部分がある」と話す。新たな課題も踏まえ、GSTの手続きに関して、同氏が一連の流れを概説する。

7月1日にGST(Goods and Services Tax)が施行された。6月後半は土壇場の税率修正がいくつかあった。また、7月に入ってからも通達が連日発出されるなど、インドならではの「走りながら考える」スタイルで進行している。だが、実際のところ、大きな経済的混乱はなく、歴史的な税制大改革はスムーズな走り出しといえるのではないかと。

まずは、7月1日にGSTインボイス(Tax Invoice)が適切に発行できることを最低条件として、各社は準備を進めてきたと思われる。だが、申告作業はまた別次元の話であり、ここで大きな混乱が生じる可能性が高いとみている。そこで、GSTの申告がどのような手順で行われるのか、概要を解説する。

申告・納税はどのような手順となるのか

(表1) 主なGSTの申告対応

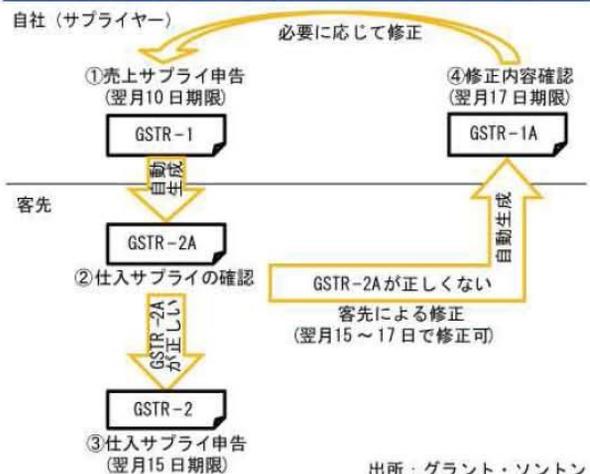
手順	申告書/レポート	申告期限/確認期間
①売上サプライ申告	GSTR-1	翌月10日
②仕入サプライの確認	GSTR-2A	翌月10~15日
③仕入サプライ申告	GSTR-2	翌月15日
④売上サプライの修正確認	GSTR-1A	翌月15~17日
⑤月次申告	GSTR-3	翌月20日
⑥年度申告	GSTR-9	翌年度12月末

出所: グラント・ソントン

GSTの申告・納税は月次単位となっており、主な申告書は表1の通りである。手順としては、まず、自社(サプライヤー)が他社に販売・提供した売上サプライ情報(Outward Supply)をアップロードする。そのアップロード情報は、GST申告・納税を管理するITインフラシステム「GSTN(GSTネットワーク)」上の申告などを行うポータルサイト(Common Portal=コモンポータル)で物品・サービスの受け手である顧客が確

認する。顧客側で修正があれば、その修正内容が「GSTR-1A」として返信される仕組みとなっている(図1)。

(図1) 売上/仕入サプライ情報のコミュニケーション



出所: グラント・ソントン

自社の仕入・購入については、ベンダーが入力した自社向け売上サプライ情報が、自身のコモンポータルに「GSTR-2A」としてアップロードされるので、それを基に自身の仕入サプライ情報(Inward Supply)「GSTR-2」を作成することとなる。

このように、各申告書(売上・仕入サプライ情報)について、自社と顧客の間でコミュニケーションが必要となっており、これを決められたスケジュールで毎月行っていくことになる。そのため、情報の相違があった場合にはスムーズに調整ができるよう、顧客やベンダーの適切な担当者の連絡先を確認しておく必要もある。また、可能な限り、情報の照合をシステム化することも検討するべきだ。なお、手続きで起点となり、最初から作成しなければならないのは、売上サプライ情報に当たる「GSTR-1」で、その他の申告書は基本的に他の申告書

の情報を基にGSTNで自動生成され、コモンポータルで確認できる。

納税額は申告書に基づき自動計算

納税額の計算は、物品・サービスの提供時に顧客から預かった税 (Output Tax) から、仕入時に支払った税 (Input Tax) のうち仕入控除可能なインプット・タックス・クレジット (ITC) を差し引いて計算される。基本的にはGSTR-1、GSTR-2の申告情報を基にGSTNで自動計算され、それを確認することとなる。

納税は、コモンポータル上の自社のキャッシュ勘定に現金をデポジットする形となる。GST納税のほか、利息、罰金 (ペナルティー)、手数料などの支払いもこのキャッシュ勘定のデポジットを充てられる。デポジットの方法は、コモンポータル上で認証された銀行口座にひもづいたインターネットバンキング、クレジットカード、デビットカード、NEFT (国営電子振替決済) などを通じて、振り込み、銀行窓口支払が利用可能である。ただし、銀行窓口支払は、GSTの支払いが1万ルピー (約1万7,400円) までの場合のみ認められる。従って、ビジネスにおいては基本的にはオンライン銀行振り込みやクレジットカードなどによる支払いが一般的となる。

17年7、8月申告の緩和策

17年7月分と8月分の申告については、表2の通り緩和策が発表されている。最初の申告となるのは、8月20日期限の「GSTR-3B」になる。3Bは簡易版の月次申告書となり、インボイスごとの情報は不要で、合計

ベースの申告となる。申告内容は、◇リバースチャージが適用されるサプライ◇GST非登録者などへの州をまたぐサプライ◇ITC◇免税での仕入サプライ◇納税額計算テーブル—の5つとなっている。

(表2) 2017年7、8月分申告の緩和策

手順	申告書	本来の申告期限	緩和期限
売上サプライ申告	GSTR-1	7月分:8月10日	7月分:9月5日
		8月分:9月10日	8月分:9月20日
仕入サプライ申告	GSTR-2	7月分:8月15日	7月分:9月10日
		8月分:9月15日	8月分:9月25日
月次申告	GSTR-3Iに代わり、 異版のGSTR-3Bを申告	7月分:8月20日	期限の緩和なし
		8月分:9月20日	

出所: グラント・ソントン

<プロフィール>

花輪大資 (はなわ・だいすけ)
 グラントソントン・インドア、ジャパデスク・ディレクター。公認会計士 (日本)。2006年に太陽有限責任監査法人入所、10年7月に公認会計士登録。日本国内で法定監査、IPO支援業務、デューデリジェンス業務、会計支援業務、国際関係業務などに従事。13年8月から現職。

GSTの用語説明とコンプライアンス

◆GSTIN (GST Identification Number)

納税者番号 (PAN) を基に付番される15桁のGST登録者固有番号。事業拠点のある州ごとに取得する。インボイスや会社ネームボードなどへの掲示が必要

◆Inward Supply / Input tax

物品の仕入れや購入、サービスの購入など、自社が物品・サービスの受け手、買い手となるサプライを Inward Supply。それに対して支払ったGSTを Input Tax という

◆Outward Supply / Output tax

物品の販売やサービスの提供など、自社が物品・サービスのサプライヤーとなるサプライを Outward Supply。それに対して受け取ったGSTを Output Tax という

◆ITC (Input Tax Credit)

納税額計算の際、Output Tax から控除が認められる Input Tax の金額 (=仕入控除できる支払GST金額)

◆Transaction Value / Value of Supply

GST課税サプライの評価額で、これに税率を掛けてGSTを計算する。対価を伴わない一定のサプライ、

対価の一部が非現金価値であるサプライなどは評価方法がルールで定められている

◆Tax Invoice (インボイス)

物品・サービスのサプライヤーがサプライの受け手、買い手に対して発行する書類。ITCはインボイスに記載されたGST金額のみ認められ、ITC申告のためにインボイスを保管しておかなければならない。インボイスは必要記載事項が法定されているが、様式そのものは 自社様式で可

◆GSTN (GST Network) / Common Portal

GSTの登録、申告、納税などのITシステムがGSTN。実際に申告などをオンラインで行うGSTNのポータルサイトが Common Portal。各種申告は全て、GSTNにデータをアップロードして行い、納税はオンライン銀行振込みやクレジットカードで行う

◆リバースチャージ

物品・サービスの受け手・買い手がGSTを納税すること。通常は物品・サービスのサプライヤーがGSTを納税するが、一定の取引はリバースチャージによる納税が定められている

(監修：花輪大資=グラントソントン・インディア ジャパンデスク・ディレクター、日本国公認会計士)